

2018年2月13日

株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー
代表取締役社長 藤本 秀雄 殿

東日本NTT関連合同労働組合
東京支部委員長 奥園 和泉

春闘要求書

各職場でのアンケート結果を踏まえて4万円の賃金引き上げをはじめ、下記のとおり切実な要求を掲げました。 月 日までに文書にて誠意ある回答を求めます。

記

1、賃金引き上げについて

- (1)資格賃金を一律月額40,000円引き上げること。
- (2)60歳超え契約社員などの非正規社員の1時間当たりの基本賃金を1,500円以上に引き上げること。
- (3)2018年度の特別手当を60歳超え契約社員などの非正規を含む全ての社員に対して、基準内賃金の6か月分を支給すること。
- (4)御社の賃金水準を東日本電信電話株式会社に準拠すること。

2、時間外労働について

- (1)長時間労働の抑制から、時間外手当の割増率を100分の150に乗じた額に上げること。
- (2)深夜・休日労働の割増率を100%に引き上げること。
- (3)時間外労働の上限規定を月20時間、年間150時間に規定すること。

3、「健康経営の推進に向けた福利厚生の見直し」について

- (1)就業時間の終了から、次の始業時間までの休息时间数が11時間以上となるインターバル休息を導入すること。
- (2)36協定の特別条項については、過労死ラインを大きく下回るように見直すこと。
- (3)60歳超え契約社員のシニアドックは、時給制社員を含め全員を対象とすること。

4、60歳超え契約社員の労働条件等について

- (1)会社の創立記念日の半日代休は、60歳超え契約社員等を含め全社員に付与すること。
- (2)週休変更手当や外勤手当をはじめとて、サポート手当や夏休み休暇等について、時給制社員等についても月給制社員と同等に付与すること。
- (3)フルタイムの賃金をすべて月給制にすること。また、週4日勤務等については、月給制の按分の金額とすること。
- (4)社会保険の適用要件を満たさない勤務形態を創設すること。
- (5)「年金特別措置」と「年金特別措置加算」を大幅に増額した上で、60歳超え契約社員全員に年金が出ない空白期間は支給すること。
- (6)病気休暇については、正社員と同様に有給とすること。

- (7) 就業規則の「年次休暇の日数」の項に関連して、長期の私傷病等については就業規則の一部を変更し、所定勤務日数から除外すること。
 - (8) 各種休暇や福利厚生制度を社員と同等・同額にすること。
 - (9) シニアドックについては、居住する県でも受けられるようにすること。
 - (10) 団体交渉参加など勤務時間内の組合活動の扱いについて、社員就業規同様に契約社員就業規則に明記すること。
- 5、60歳超え契約社員の時間賃金の見直しについて
- (1) 2015年4月1日より実施した「60歳超え契約社員の時間賃金の見直し」後の月例賃金と特別手当の年間合計金額を見直し以前の年間合計金額に戻し、減額分について、ただちに補填すること。
 - (2) 今後、最低賃金の引き上げに伴う時間賃金の見直し等に際しては、月例賃金と特別手当の年間合計額を減額するようなことは決してしないこと。
- 6、ネットワークサービス事業本部の業務運営体制の将来展望について明らかにすること。
- 7、「成果・業績主義賃金」制度のについて
- (1)「成果・業績主義賃金」制度を廃止し、年齢賃金を設け60歳まで定期昇給を行うことを前提に、同制度を廃止する当面の間、(2)項以降の改善をおこなうこと。
 - (2)月例賃金、特別手当そして退職手当をI評価の対象としないこと。
 - (3)評価結果等に関する苦情処理委員会的制度を創設すること。
 - (4)評価は公平性・透明性・納得性を担保するために、口頭説明でなく文書をもって行うこと。
 - (5)評価結果は各評価の分布数、率を職場毎に明らかにすること。
 - (6)人事・給与制度の見直しについて、新ビジネス資格1級への「入学基準」の導入を撤回し、標準的年数による自動昇格とすること。
- 9、非正規社員について
- (1)労働契約法20条の「不合理な労働条件の禁止」に基づき、非正規労働者の待遇を、職場内均等待遇とすること。とりわけ、通勤手当、食堂の利用、安全管理などについて労働条件を相違させないこと。
 - (2)非正規労働者への性、風貌そして言動等による差別をなくし均等待遇すること。
 - (3)失業保険、社会保険に未加入の非正規労働者は派遣元会社に是正を求めること。
 - (4)偽装請負、違法派遣の労働者は採用しないこと。
 - (5)非正規社員に対しては、社員化を行なうこと。
 - (6)雇用替に対しては事前に本人説明を行い、本人希望の雇用継続をおこなうこと。
 - (7)非正規労働者等に対する、いじめ、嫌がらせを行わないよう社員研修等で徹底すること。
 - (8)労働契約法18条による無期転換が発生する前の雇い止めや、無期転換を逃れるための試験制度の導入、契約期間をリセットするクーリング等、無期転換を妨害しないこと。
- 10、福島県などで、法的に立ち入りが禁止される「放射線管理区域」となる、毎時0.59マイクロシーベルトを超す放射線量が測定されている。NTTのマンホールをはじめとする各施設等においても放射線量の測定結果を公表し、社員の安全衛生に万全を期すこと。
- 11、大地震をはじめとする自然災害対策について

- (1) 社員の安全第一を優先する立場から、ヘルメットの配備を災対要員から社員全体に拡大すること。
- (2) 東日本大震災において、天井裏から冷暖房用の巨大な配管のつりボルトが折れ、落下による死亡事故がおきているが、NTTの各ビルにおいても適切な対策を行うこと。
- (3) 昨年末、自然災害対策に関するマニュアルを改定・検討中との説明をうけたが、同マニュアルの改訂後すみやかに説明すること。

12、人間ドックについて

- (1) 検査内容を充実させること。
- (2) 検査期間は特別休暇を与えること。
- (3) 病院は所属エリアに特定しないで、居住する県でも受けられるようにすること。
- (4) 病院選択にあたり現行の意図的な倍率は、廃止し全て公平な抽選とすること。

13、福利厚生に関する改善要求

- (1) 社宅の定年制を廃止し、安心して社宅に入れる制度を確立すること。
- (2) カフェテリアプランについて
 - ① カフェテリアポイントを増し、2年間繰り越しを可能とすること。
 - ② 社員アンケートなどをもとにカフェテリアメニューを拡大し充実を図ること。
 - ③ カフェテリアメニューに、クオカード等の食事券を新たに追加すること。
- (3) サポート手当を増額すること。

14、個人所有等パソコン自己点検は強要は行わず、自主点検とすること。

15、大地震やその他の自然災害時の迅速な対応のためにも、従来から要求しているとおりの各事業所と折衝する窓口を設けること。

16、東日本NTT関連合同労働組合東京支部の組合事務室、及び掲示板を設置すること。

以上